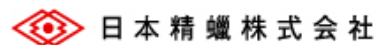


## 一般事業主行動計画



当社は、従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定しております。

1. 計画期間 平成 22 年 7 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間

### 2. 内 容

目標① 子育て労働者が働きやすい環境づくりの一環として育児休業制度の拡充を図る。

<対策>

- ・育児に関する規程の見直しを実施し、勤務時間短縮等（時間外労働免除、フレックス勤務、短時間勤務制度）の取扱い期間を改定する。

現行：子が 3 歳に達するまで

改定：子が小学校就学始期まで

- ・制度と改定内容について社内広報等による周知を実施する。

目標② 年次有給休暇取得促進策として、日勤者の休暇取得率の向上を目指す。

<対策>

- ・年間 2 日間の年休推進日の導入について検討し実施する。
- ・有給休暇取得促進について社内広報等を活用した啓発を行なう。
- ・実施結果の確認に基づき、必要に応じて実効性の上がる対策を検討・実施する。

目標③ 定時退社意識の定着を図るため、ノー残業デーを設定する。

<対策>

- ・日勤者についてノー残業デー（月 2 回程度）の導入について検討し実施する。
- ・社内広報等を活用し、定時退社の意識付けの啓発を行なう。
- ・実施結果の確認に基づき、必要に応じて実効性の上がる対策を検討・実施する。

目標④ 全従業員に育児・介護休業制度等の周知を図る。

<対策>

- ・社内広報等を活用し、育児・介護休業制度、育児休業給付・産前産後給付等の給付金制度の周知を行なう。

以上